（別　紙）

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する謝罪及び補償を求める意見書（案）

1948年に制定された旧優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的としていた。そのため、平成８年に同法が母体保護法に改正されるまでの半世紀近くにわたり、遺伝性精神疾患や知的障害などを理由に、本人の同意のない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知、都道府県の行政措置のもと、数多く実施されてきた。

旧厚生省の衛生年報等によれば、旧優生保護法に基づき全国で優生手術を受けた約２万5,000名のうち、強制不妊手術の被害者は６割を超える約１万6,500名と報告されている。本県においても、県の審査会が短時間で手術を認めた例や、施設側が入所者らの手術をまとめて申請したとうかがわせる記述が、県立文書館に保管されていた「優生保護審査会関係」などの公文書から確認されたとの報道もある。

これまで国は、1998年の国連の自由権規約委員会や、2016年の国連の女子差別撤廃委員会からの優生手術の被害者に対する補償措置等を求める勧告に対して、何ら対応をしていない。

しかし、かつてのハンセン病患者の救済に鑑みても、誤った優生思想によって国民が著しい人権侵害を受けたと認められる事態の解明と被害者の救済は、もはや放置できないことは明白であり、過去の反省に立って、１日も早く政治的及び行政的責任に基づく解決策を実現すべきである。

よって、国においては、優生手術の被害者が既に高齢化し、また、全国における優生手術の実態解明が時間的経過とともにますます困難になることから、優生手術に関する被害者の実態の速やかな調査及び記録の適正な保存を行うとともに、被害者に対して謝罪及び補償を実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年６月26日

高　松　市　議　会

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
宛